

改正

平成29年12月19日教育委員会要綱第3号

令和元年5月14日教育委員会要綱第1号

播磨町就学援助に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、播磨町就学援助規則（平成29年教育委員会規則第2号。以下「規則」という。）に基づき必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱で使用する用語の定義は、規則で使用する用語の定義による。

(就学援助の内容)

第3条 規則第4条第1項各号に定める就学援助の内容は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 学用品費・通学用品費

学用品費とは、児童又は生徒の所持物品で学習に直接必要なものをいい、鉛筆、ノート、定規、国語辞典等をいう。ただし、生徒については、技術家庭科の実習材料及び特別教育活動費を含める。

通学用品費とは、児童又は生徒が通学のため通常必要とする物品をいい、ランドセル、ズック靴、雨傘、制帽等を含む。

(2) 校外活動費

学校外へ教育の場を求めて行う学校行事（遠足、野外活動、工場見学、スキー教室等）に参加する場合に必要な経費をいう。

(3) 新入学児童生徒学用品費

小学校1年生の児童又は中学校1年生の生徒が通常必要とする学用品及び通学用品をいい、ランドセル、カバン、通学用服、靴及び雨傘等を含む。ただし、この号について、第1号の学用品費・通学用品費と重複して支給することができる。

(4) 新入学学用品準備費

小学校入学予定者又は小学校6年生の児童の翌年度に通常必要とする学用品及び通学用品をいい、ランドセル、カバン、通学用服、靴及び雨傘等を含む。ただし、この号について、第1号の学用品費・通学用品費と重複して支給することができる。

(5) 修学旅行費

修学旅行に必要な交通費、宿泊費（旅館その他宿泊施設から一定の割合で請求される奉仕料、米代、昼食代、船中宿泊のとき児童又は生徒が全員利用する毛布等の寝具借料を含む。）及び見学料をいい、参加児童又は生徒が均一的に負担する記念写真代、傷害保険料、医薬品代、しおり代も含める。

(6) 体育実技用具費

中学校の体育（体育保健）の授業の実施に必要な体育実技用具として、当該授業を受ける生徒全員が個々に用意することとされている柔道着を購入するための費用をいう。（授業で最初に実施する学年の生徒を対象とし、中学校を通じて1回限りとする。）

(7) 卒業アルバム代

小学校又は中学校を卒業する児童又は生徒に対して、通常製作する卒業アルバムの購入費をいう。

(8) 学校給食費

学校給食の喫食日数に対する給食費をいう。

(9) 医療費

学校保健安全法第24条（昭和33年法律第56号）に定める疾病にかかり学校で治療の指示を受けた者の医療に要する費用で、次に定める疾病をいう。

ア トラコーマ及び結膜炎

イ 白癬、疥癬及び膿痂疹

ウ 中耳炎

エ 慢性副鼻腔炎及びアデノイド

オ う歯（各種医療保険の適用対象となるものに限る。）

カ 寄生虫病（虫卵保有を含む。）

（申請の時期と援助金の適用）

第4条 第3条第1号に規定する援助費については、教育委員会への申請があった日（以下「申請日」という。）の属する月以降を支給対象として適用する。ただし、申請日が6月30日までのときは、当該年度の4月以降を支給対象として適用することができる。

2 第3条第2号、第5号、第6号、第8号及び第9号に規定する援助費については、申請日以降を支給対象として適用する。ただし、申請日が6月30日までのときは、当該年度の4月以降を支給対象として適用することができる。

3 第3条第3号に規定する援助費については、播磨町立小学校及び中学校に入学した児童又は生徒の保護者で、6月30日までに申請し、かつ当該年度当初より認定となったものについて適用する。ただし、前年度に第3条第4号に規定する援助費の給付を受けた者は支給対象とならない。

4 第3条第4号に規定する援助費については、当該年度の3月1日に播磨町内に住所を有する小学校入学予定者又は小学校6年生の児童の保護者で、教育長が定める申請期間に申請があったものを支給対象とする。

5 第3条第7号に規定する援助費については、小学校6年生の児童又は中学校3年生の生徒の保護者で、当該年度の3月1日現在の被認定者を支給対象とする。

（執行についての学校長への委任）

第5条 児童又は生徒の保護者は、援助金の執行等を学校長に委任する場合は、委任状を学校長に提出するものとする。

- 2 委任を受けた学校長は、執行等の内容について、会計内訳書により児童又は生徒の保護者に対して援助金の執行内容を報告し、保護者の確認を得た上で教育委員会へ報告するものとする。
(給付方法)

第6条 援助金は保護者が申請の際に指定した口座に振り込むものとする。

- 2 学校長が前条の規定により委任を受けている場合は、学校長がまとめて受領し、保護者に現金又は現物をもって支給するものとする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、第3条第9号に規定する援助費については、当該治療を行った医師又は医療法人の代表者の口座に振り込むことができる。
(認定の取消し及び給付の返還等)

第7条 就学援助の対象となっている児童又は生徒が、規則第12条第1項第3号に該当するに至ったときは、学校長は、就学援助児童生徒に係る転学届(様式第1号)により教育委員会に届け出るものとする。

- 2 教育長は、認定の取消しを行ったときは、就学援助認定取消通知書(様式第2号)により認定取消しの通知をするとともに、就学援助費返還通知書(様式第3号)により援助金の返還を命じるものとする。
- 3 教育長は、既に年度分を一括して支給している第3条第1号に規定する援助費について、認定の取消しをした日の翌月以降の援助費を返還させるものとする。
- 4 教育長は、第3条第4号に規定する援助費で既に支給しているものについては、播磨町立小学校及び中学校に入学しなかった場合は、返還させるものとする。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則 (平成29年12月19日教委要綱第3号)

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則 (令和元年5月14日教委要綱第1号)

この要綱は、公布の日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

播磨町教育委員会 様

播磨町立

学校長



就学援助児童生徒に係る転学届

みだしのことについて、下記のとおり届け出ます。

記

学 年	
児童又は生徒名	
保護者氏名	
転学先の学校名	
転学年月日	年 月 日

様

就学援助認定取消通知書

播磨町教育長

あなた様の就学援助の認定を下記の理由により取り消しましたので通知します。

記

児童、生徒又は入学予定者氏名	
取消日	
取消理由	

就学援助費返還通知書

播磨町教育長

様

あなた様は 年 月 日付で就学援助認定取消しとなりました。
つきましては、すでにお支払いした下記の援助費を同封の納付書によって
年 月 日までに返還していただきますようお願い申し上げます。

¥ —